

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 憲法判断回避の準則（具体例を挙げて説明すること）
- (2) 行政上の強制執行の種類

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

本問において、「青少年」とは 18 歳未満の者を意味し、「成人図書」とは性的に露骨な描写を含むため、条例によって未成年への販売が禁止される図書のことを意味する。

刑法 175 条が頒布等を禁止するわいせつ物には該当しない程度の描写ではあるが、女性の裸体の写真を表紙に掲載したり、性的話題を露骨に取り扱う雑誌が、コンビニエンス・ストアで多数販売されており、青少年や性的表現に嫌悪感を抱く人がそれらの雑誌が売られている場所に近づかないようにするための配慮がほとんどされていないことに不満をもった Y 県議会議員の A は、その状況を改善するための条例制定に奔走し、2017 年 10 月、「性的表現物の適正な販売に関する条例」が成立した（以下「本件条例」という。）。本件条例は、「特に卑わいな姿態若しくは性行為を描写した写真・図画・文章が紙面の半分以上を占める文書」（以下「本件該当文書」という。）についてコンビニエンス・ストアでの販売を禁止するなど、販売方法に関する規制を加えた（本件条例の主な内容については、【資料】を参照。）。

X は成人図書を発行する出版社である。X の主力雑誌『B』は発行部数の約 9 割がコンビニエンス・ストアで販売されていたところ、『B』が本件該当文書に指定されたため（2018 年 3 月）、売上が 10 分の 1 まで激減した。そこで、X はコンビニエンス・ストアでの販売を可能とするため、紙面における性的表現の分量を 50% 未満に抑えた『C』を創刊したが、その売上も伸びず、X の経営状態は急速に悪化した。

設問：X の立場から、本件条例の違憲性を主張した上で、その当否について、あなた自身の見解を示しなさい。なお、立法不作為の違憲確認等の訴訟方法に関わる論点に立ち入る必要はない。

【資料】本件条例の主な内容

(1) Y 県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）は、Y 県内で販売されている成人図書について調査・検討した上で、「特に卑わいな姿態若しくは性行為を描写した写真・図画・文章が紙面の半分以上を占める文書」に該当するか否かを審査し、その結果を知事に報告する。

(2)知事はリストを公表し、出版社等に反論の機会を与える（1週間）。反論があった場合、審議会が再度、審査を行って、その結果を知事に報告する。知事は以上の手続を経て、本件該当文書について「特定販売の禁止」の指定を行う。

(3)特定販売の禁止とは、次の方法での販売を禁止することである。

①コンビニエンス・ストアでの販売

②一般図書（成人図書以外の図書）が売場面積の50%以上を占める書店。ただし、青少年や性的表現に嫌悪感を抱く者が、本件該当文書に容易にアクセスできない物理的構造を持つ場合には、この限りではない。なお、「容易にアクセスできない物理的構造」とは、一般図書と成人図書の販売スペースが別の階にある場合や、成人図書販売用の特別な部屋を設けている場合などを意味する。

(4)本件該当文書を本件条例に違反して販売した者は、50万円以下の罰金に処する。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

戦場カメラマンとして活動する X は、自己の所持する一般旅券（パスポート）の有効期間満了日が迫ってきたため、旅券法 3 条 1 項に基づき、外務大臣 Y に対し一般旅券発給申請書を提出したところ、Y は、「旅券法 13 条 1 項 7 号に該当する。」とのみ理由を付した書面により、一般旅券を発給しない旨を X に通知した。そこで、X は、行政不服審査法 4 条 1 号に基づき、Y に対し審査請求を行ったが、Y は、同法の定める手続を経て、X はこれまで外務省からの渡航自粛勧告をたびたび無視して戦闘地域へ渡航しており、わが国の利益を著しく害する行為を行うおそれがある旨の理由を付した書面により請求を棄却した。

設問：上記の Y の一連の行為には、どのような法的問題点があるか。行政手続の法理の観点から論じなさい。

【資料】旅券法（抄）

（一般旅券の発給の申請）

第 3 条① 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に……提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。……

（一般旅券の発行）

第 5 条① 外務大臣……は、第 3 条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域……以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が 10 年の数次往復用の一般旅券を発行する。……

（一般旅券の発給等の制限）

第 13 条① 外務大臣……は、一般旅券の発給……を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給……をしないことができる。

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

（一般旅券の発給をしない場合等の通知）

第 14 条 外務大臣……は、前条の規定に基づき一般旅券の発給……をしないと決定したとき……は、速やかに、理由を付した書面をもって一般旅券の発給……を申請した者にその旨を通知しなければならない。